

市街化調整区域における企業誘致の取組

(都市計画法第34条産業系12号) について

市では、市民雇用の確保や地域経済の活性化を図るため、企業誘致を推進しています。中でも、圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺の道路インフラの整備によるアクセス性の向上や、近隣市町における開発の動向を踏まえると、早期に産業用地を創出していくことが重要です。

このため、都市計画法第34条第12号、いわゆる産業系12号の規定を活用して、スピード感のある民間開発を誘導することで、早期の企業立地を目指します。

関係条例等

- ・鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
- ・鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則
- ・「鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条第1項第1号」に係る指定運用方針

今後の流れ

都市計画審議会への諮問（令和6年9月26日）

↓ 承認が下りた場合

告示（指定）

指定した区域と用途を告示

↓

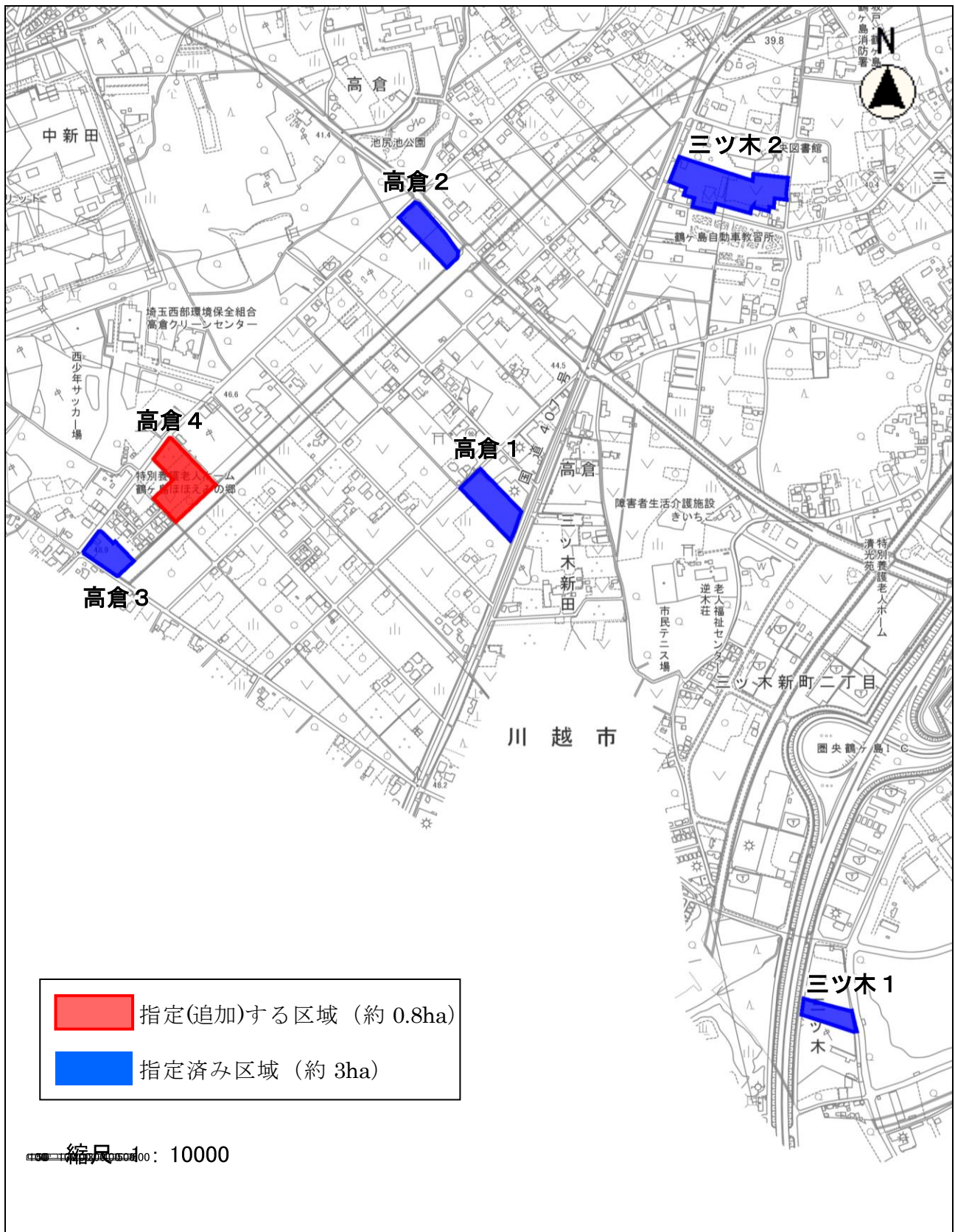
事業者から、当該指定区域への開発許可申請を受付（その後、工事、立地）

本日、土地利用に関する計画書及び関連資料をお示しし、いわゆる産業系12号の区域及び用途の指定（追加）についてご説明いたします。

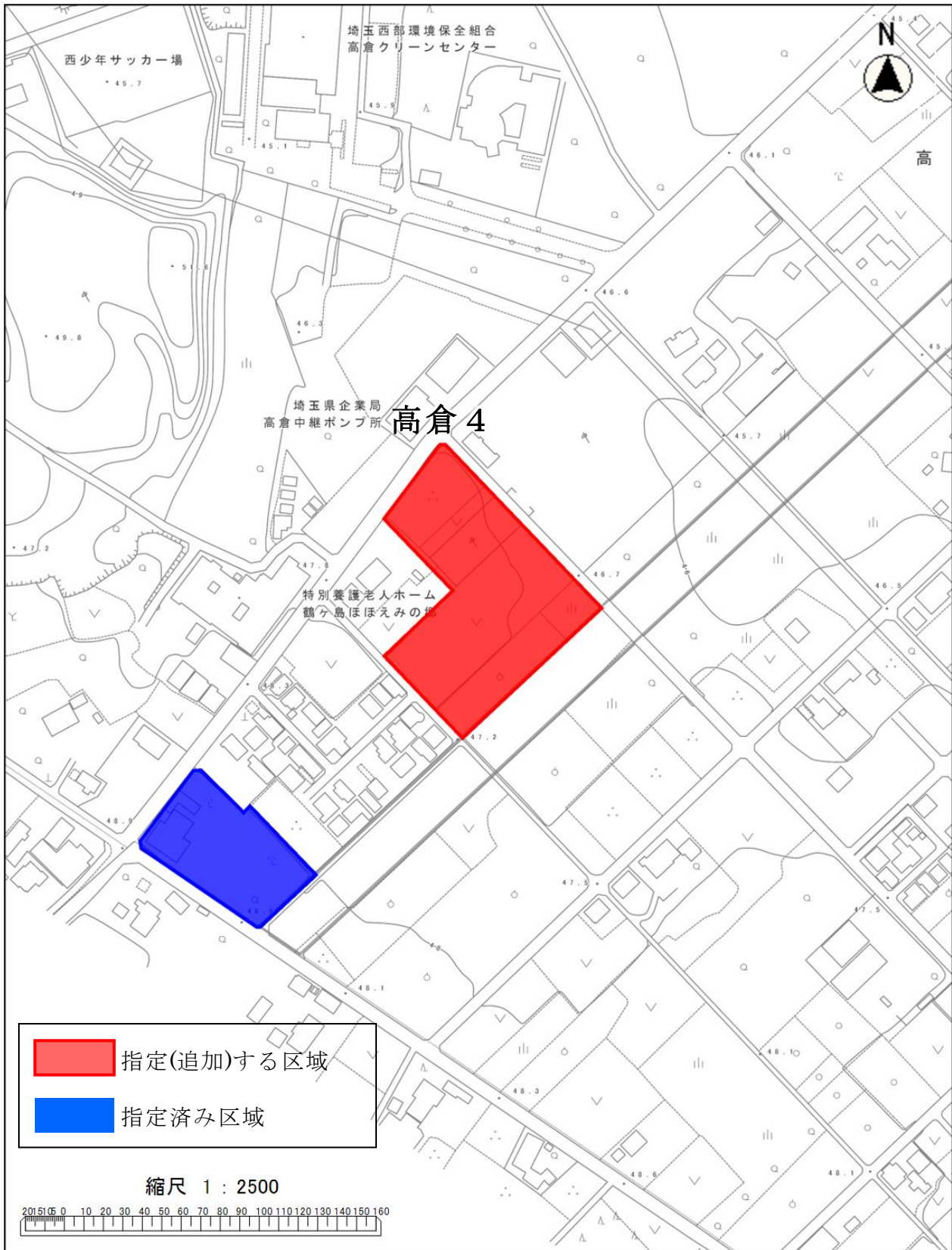
資料

位置図、付近見取図、土地利用構想図、現況写真、土地利用に関する計画書

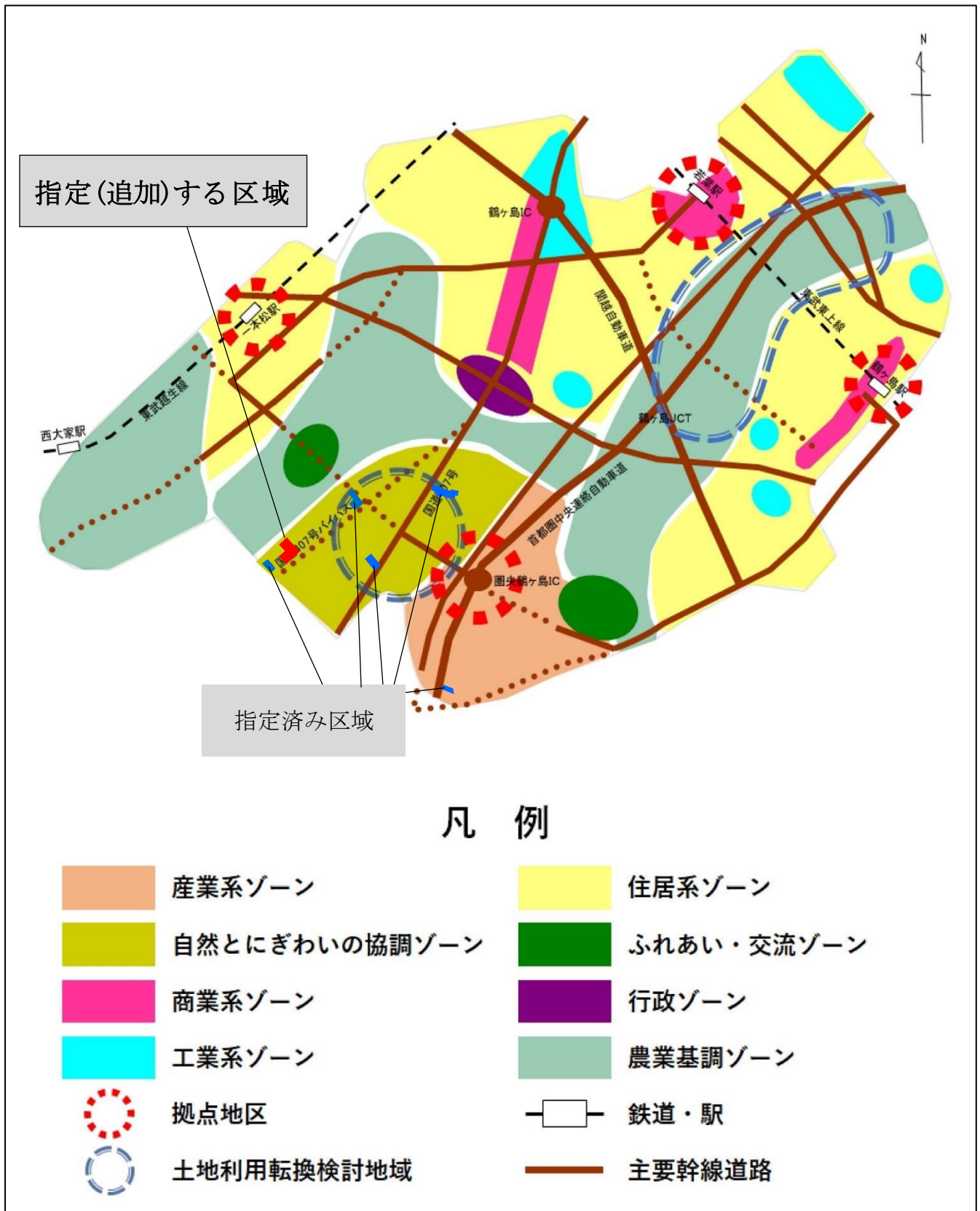
1. 位置図



2. 付近見取図



3. 土地利用構想図



4. 現況写真

